

## 第33回貿易実務英語B級

### 解説および解答

【問題 3 / 貿易用語（三択択一式）】 各2点

次の英文は、貿易用語に関する記述ですが、最もふさわしい日本語を1つ選び、その記号を解答欄にマークしなさい。

1. Taxes imposed on an import that is being sold at a price lower than its cost of production or lower than the price at which it is sold in its home market.

1. impose taxes on ...	～に課税する
import	輸入品、輸入
cost of production	製造原価、生産費
home market	国内市場

【大意】製造原価または国内市場での販売価格より安い価格で販売されている輸入品に対する課税。

A. アンチ・ダンピング関税 (Antidumping tariff) ○

B. 相殺関税 (countervailing tariff) (輸出国において生産・輸出について補助金を受けている物品の輸出が、輸入国の国内産業に損害を与えている場合などに、その補助金の額と同額以下で課される割増関税。)

C. 報復関税 (Retaliatory tax) (ある国から自国の貨物に対して不当に差別的な扱いをされ、WTO協定上の利益が侵害されている場合に、WTOの紛争機関の承認を得て当該国の貨物に課する貨物価格と同額以下の割り増し関税の事。報復関税は違反国の輸出産業に打撃を与え、違反国内に違反の是正を促す政治的圧力が生まれることを期待して利用される場合が多い。)

2. An approach to settling disputes in which a third, disinterested party acts as a type of referee to determine the merits of the case and make a judgment that both parties agree to honor.

2. dispute	紛争
disinterested	利害関係のない

referee	審判員
merits	本案、事柄本来の理非曲直
case	事件
make a judgment	判断を下す
honor	尊重する

【大意】利害関係のない第三者が審判員の役割を果たして事件の理非曲直の決着をつけ、両当事者が尊重することに同意する判断を下す紛争解決法。

**A. 調停 (conciliation)** (両当事者の合意に基づいて調停人 (Conciliator) を選定し、調停人が提示した調停案を両当事者が受諾した時始めて効力が生じる解決法である。しかし、いずれの当事者も調停案を受諾する義務はなく、また、両当事者が受諾しなければ、調停は、成立しない。このように調停は、両当事者の受諾によって効力が生ずるので、将来の取引を考えれば適切な方法と言えるが、実際には両者の意見が一致しない場合が多く、実状に即しているとは言い難い。)

**B. 仲裁 (Arbitration)**○

**C. 斡旋 (Mediation)** (両当事者間で解決できない時に、当事者の一方が第三者に依頼して、他方の当事者に円満解決するように勧告してもらう方法。通常、商工会議所や国際商事仲裁協会等の公的機関に依頼することが多い。しかし、斡旋機関は、解決案を提示するのではなく、単に解決の糸口を作ろうとするにすぎず、また、当事者も斡旋に応じる義務も無いので、相手方が応じなければそれまでである。)

3. An arrangement where one company agrees to sell products to a foreign purchaser, and also simultaneously agrees to purchase specified products or services from the foreign partner.

3. arrangement	取り決め
simultaneously	同時に
specified	特定の

【大意】会社が外国の購入者に製品を販売し、同時にその販売先から特定の製品またはサービスを購入することにも同意する取り決め。

**A. バーター** (原則的には物々交換を意味し、貨幣を媒介せずに直接、物と物とを交換する取引をいう。しかし今日では、そのような原始的な物々交換は貿易取引ではみられず、貨幣を媒介させ、しかも正貨の国際移動を行わず、結果として、物々交換と同じ効果をもつような取引をいう。)

**B. カウントトレード** (輸出と輸入を均衡させることを目的とした貿易形態で、Counter Purchase, Buy-Back, Barter Trade などが含まれる。Buy-Back とは Counter Trade の 1 つ

の方式で、プラントを輸出し、それによって生産された製品を引き取るといったように、輸出と輸入に関連性をもたせた物々交換の一種である。）

### C. カウンターパーチェス○

4. A management contract calling for the construction of a plant, training of personnel, and the initial operation of the plant for a local investor.

4.	management contract	管理請負契約
	calling for ...	～を要求する
	construction	建設
	personnel	要員
	initial operation	初期運転
	local investor	現地投資家

【大意】現地投資家のためにプラント建設、要員の訓練およびプラントの初期運転を実施することが求められる管理請負契約。

### A. BOT 方式（一括事業請負後譲渡方式）

(Build-operate and transfer method; Build-operate and transfer scheme)

（民間事業者が自らの資金で対象施設を建設し（Build）、維持管理・運営を行い（Own）、事業終了後に所有権を公共へ移転する（Transfer）形式のこと。）

**B. 生産分与方式（Production-Sharing System [生産物分与方式] PS 方式と略称する。**外国からの借款により建設した生産設備によって生産された製品を、借款の返済にあてるため、借款供与国に輸出する方式である。開発輸入、プラント輸出などのばあいにもみられる。）

**C. ターンキー方式（Turn-key basis）○**（鍵(Key)を回せ(turn)ば、すべての設備が稼働する状態で、引渡しを行なうプラント輸出の契約方式をいう。発展途上国向けのプラント輸出に多くみられる。）

5. A document required by an exporter's government showing complete information about a shipment, to be used for statistical data and control over exports.

5.	document	書類
	shipment	船積貨物、積荷
	statistical data	統計資料

【大意】船積貨物に関する情報一式を記載した輸出国から要求される書類で、統計資料お

よび輸出管理に利用される書類。

- A. 輸出許可書 (Export Permit)
- B. 輸出申告書 (Export Declaration) ○
- C. 船積通知書 (Shipping Advice)

6. An independent marketing organization that buys from the exporter and resells to other marketing organizations. It may be foreign based or home country based.

- |   |   |
|---|---|
| 6. independent marketing organization resell ... foreign based home country based | 独立したマーケティング組織<br>～を再販する<br>海外に本拠地を置く<br>自国に本拠地を置く |
|---|---|

【大意】輸出業者から購入し、他のマーケティング組織に再販する独立のマーケティング組織で、その本拠地は、海外または自国のいずれの場合もありうる。

- A. 販売店 (Distributor) ○
- B. 代理店 (Agent)
- C. 輸入代行業者 (Import agent)

7. The price of a national currency in terms of another is lowered either by market forces or by government decision.

- |   |  |
|---|--|
| 7. national currency in terms of ... another (currency) lower ... market forces government decision | 国内通貨<br>～の単位で、～に換算して<br>外国の (通貨)<br>～を切り下げる<br>市場動向<br>政府の決定 |
|---|--|

【大意】外国通貨の単位による国内通貨の価格が市場動向または政府の決定によって切り下げられる。

- A. 通貨切上げ (currency upvaluation)
- B. 為替変動 (Exchange fluctuation)

### C. 通貨切下げ (Devaluation) ○

8. An insurance from a government or private insurer that covers nonpayment by importers due to political risk, non-convertibility of currency, and commercial risk.

8.	insurance	保険
	private insurer	民間保険会社
	cover	填補する、補償する
	nonpayment	不払い
	political risk	政治的危険
	non-convertibility of currency	通貨の交換停止
	commercial risk	商業危険

【大意】 政治的危険、通貨の交換停止および商業危険による輸入業者の不払いを填補する政府または民間保険会社の保険。

### A. 輸出信用保険 (Export credit insurance) ○

### B. 貨物保険 (Marine cargo insurance)

C. 賠償責任保険 (Public liability policy) (企業の業務遂行や被保険者が所有・管理する施設が原因となる偶然な事故により、**第三者** (=Third Party; 被保険者以外の者) に対する法律上の賠償責任を負担した場合に、被保険者が被る損害 (つまり賠償金の支払や負担する費用) を填補する保険のことである。例えば、施設所有管理者賠償責任保険は、施設の所有者・占有者が負担する恐れのある賠償リスクや、業務遂行中の事故に起因して負担する恐れのある賠償リスク、つまり「施設 (Facility)」に関するリスクをカバーする賠償責任保険である。)